

# 老後の心配を減らすために！ 二つの制度のご案内！

## ①住替えを考えてみませんか？ 「まちの不動産屋さん」

高齢になると、「庭の管理が大変」「足腰が弱って、2階に上がれない」そんな問題が出てきます。子育てが終わり、子ども部屋などが必要なくなったときは、住替えをするタイミングかもしれません。

引越しや新しい場所での生活は、相当な労力が必要です。元気なうちに住替えをし、新しい生活を始めることも快適な老後を送るポイントの一つです。

町では、町内住替え支援制度として、「まちの不動産屋さん」事業を行っています。これは、町から認定を受けた民間業者が、町内の不動産物件の仲介業務や、住まい探しや住替えなどの相談を受けるもので、これまで住んでいた住宅を「まちの不動産

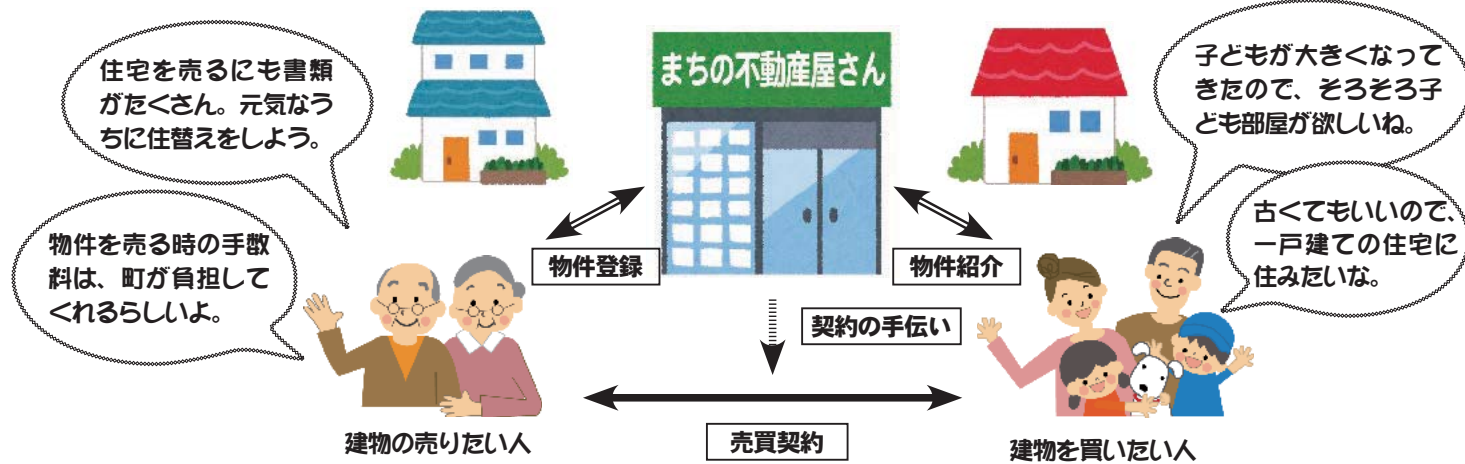
さん」に登録し、売買契約が成立したときは、町が不動産仲介手数料を負担するという制度です。

町内には「古くても一軒家に暮らしたい」「庭のある家に住みたい」という家庭も多く、毎月複数の問い合わせがあります。空家が少なく、一軒家に住みたい人が多い今は、売買のチャンスかもしれません。

建物の売買を検討されている方、建物を探している方は、お気軽にお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

- ・まちの不動産屋さん  
株式会社 優駿の里 ☎ 0146・45・5004
- ・企画課まちづくりグループ ☎ 0146・47・2498



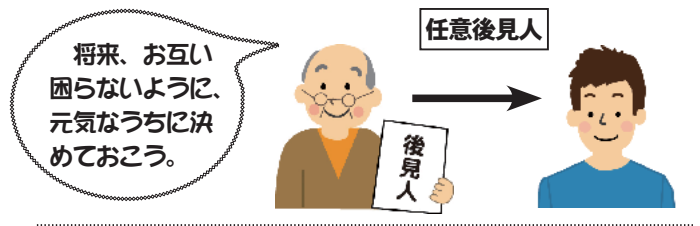
## ②成年後見制度の「任意後見」を活用しましょう！

認知症や知的障がいなどが原因で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理、福祉サービスを利用するための手続きなどを自分で行うことが難しいことがあります。また、場合によっては、悪徳商法の被害などに遭う恐れもあります。

このように判断能力の不十分な方に代わり、第三者が財産管理などを行い、支援する制度として「成年後見制度」というものがあります。

この制度の中にある「任意後見」は、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、家族や友人・弁護士など自分が選んだ信頼できる人と、自分の生活や財産管理などの代理権を与える契約をあらかじめ結んでおくことができます。

こうすることで、自分の判断能力が低下した後、信頼できる契約を結んだ人（任意後見人）は家庭裁判所の選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人に代わって手続きなどを行うことができます。



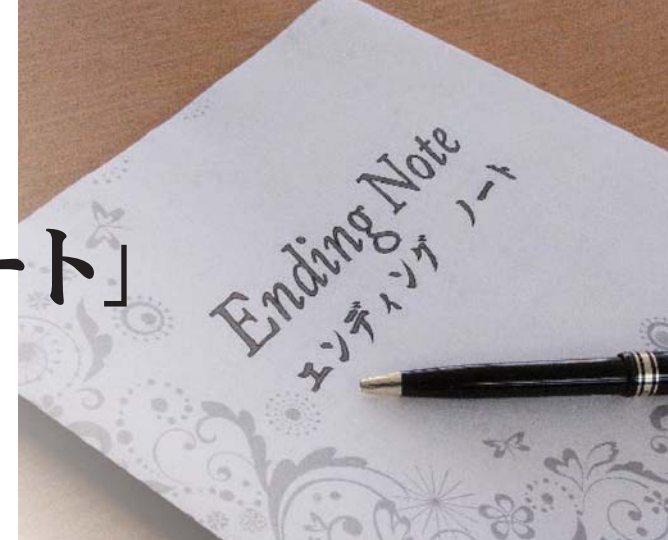
任意後見の手続きの流れ：  
 ①任意後見人と自分の判断能力が不十分になった時に、何を代理して行ってもらうのかを決める。  
 ②信頼できる人と一緒に公証役場に行き、公証人が作成する公正証書で契約を結ぶ。  
 ③本人の判断能力が低下した後、任意後見人が家庭裁判所に「任意後見監督人」の選任を申立てる。  
 ※制度に関する相談は、お気軽にご連絡ください。

### ●問い合わせ先

- 保健福祉課保健福祉グループ介護支援係 ☎ 0146・47・2113

# ご存じですか？ 「エンディングノート」

ここ数年、エンディングノートが注目されています。町内でも、昨年11月に社会教育課と保健福祉課が共催で学習会を開いたところ、46名の参加者が集まり、関心が高いことが分かりました。今月は、今話題の「エンディングノート」を紹介します。



### Q：エンディングノートってなに？

A：エンディングノートとは、自分のことや、将来の希望、いざという時の連絡先、大切な人への思いなどを書き記したノートを言います。



ここ数年で話題になり、親を見送った経験などから、家族や子どもに迷惑をかけたくないという思いで、自分の気持ちを書き記す人が増えています。また、このような話は、高齢者の話しと思う方もいると思いますが、これから親の介護をする30～40代にも深く関係しています。いざという時に困らないためにも、今から、一緒にノート作りをしてみるのも良いと思います。

### Q：いつ書けばいいの？

A：「明日交通事故に..」「突然脳梗塞に..」そう考えると、50代からでも早すぎることはありません。「今は元気だから必要無い」のではなく、「元気な今こそ作れる」と考えてみてください。

書いてみると今までの漠然とした不安が明確になり、自分の未来が見通せるようになります。そうすることで、安心感が生まれ、これからの人生を思う存分楽しめるようになるはずですよ。

### Q：どうやって手に入れるの？

A：色々な種類のものが出版されています。簡単に書けるページ数の少ない物もありますが、時間をかけて書くことができるのであれば、ページ数や設問が多いものをお勧めします。

また、インターネットには印刷して使用できる無料のものも掲載されていますし、先日、レコード館で開催された学習会のテキストもありますので、興味のある方は、社会教育課・保健福祉課までお問い合わせください。



### Q：ノートの中には、どのような項目があるの？

A：項目はそれぞれ異なりますが、代表的なものをいくつか紹介してみます。

#### ①私のこと・自分自身のこと（自分史）

名前（旧姓）、生年月日、本籍地、血液型、学歴、職歴、趣味、資格、叙勲、結婚、居住歴、家系図、家紋、思い出、父母・家族のこと、記念日など

#### ②医療・介護のこと

保険証、アレルギー、持病、常備薬、臓器提供、かかりつけ医、病歴、病名・余命告知、延命治療、どこで誰に介護を受けたいか、介護資金、財産管理人、後見人、司法書士など



#### ③葬儀のこと

喪主・施主をお願いしたい人、生前予約の有無、費用、葬式の有無、規模、形式、訃報連絡先（親族、友人）、戒名、位牌、お墓、遺言など

#### ④財産のこと

預貯金、株式・投資信託、自宅の所在地、土地建物の名義人、権利書保管場所、火災保険、生命保険、公的年金、個人年金、ローンなど

いかがでしたか？これらは一例ですが、これだけでも忘れていくこと、分からないことなどがあるのではないのでしょうか。



まずは、書きやすい項目から始め、財産や保険など解らないことは今のうちに整理をし、介護や葬儀などまだ決めていないことは、時間をかけながら家族と一緒に話しをして、あなただけのノートを作ってみてください。

### ●問い合わせ先

- 社会教育課（レ・コード館内） ☎ 0146・45・7833
- 保健福祉課保健福祉グループ ☎ 0146・47・2113